

協議第 6 8 号

平成 1 6 年 月 日 確認

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	5 財産の取扱い	調整の内容(案)	10市町村の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
関係項目			

## 財産の取扱いに関する法令

## 地方自治法(抜粋)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2～3項(略)

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6～7項(略)

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2～3項(略)

(地方債)

第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2項(略)

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

調整の具体的内容	先進地事例
<p>(1)公有財産、物品、債権については、すべて新市に引き継ぐものとする。 ただし、登記簿上構成市町村名義となっている山林等のうち、実体上地元自治会等が維持管理しているものについては、新市においても現行どおり取り扱うものとする。</p> <p>(2)基金については、基本的に新市に引き継ぎ基金を設置する。 ア 財政調整基金、減債基金については、そのまま新市に引き継ぐものとする。 イ 特定目的基金については、新市の事業に合わせて、類似するものなどは統合または整理する方向で調整し、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3)債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>【西東京市】 2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【さぬき市】 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【南アルプス市】 財産、公の施設の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>【静岡市】 両市の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【宗像市】 両市町の所有する財産(公有財産、物品及び債権並びに基金)については、すべて新市に帰属させるものとする。</p>